

議員提出議案第1号

みよし市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年3月3日提出

提出者 増岡義弘

賛成者 寺本弘子

賛成者 小嶋立夫

賛成者 水谷正邦

賛成者 阿部憲明

賛成者 渡邊郁夫

賛成者 竹谷明永

賛成者 水野隆市

賛成者 牧田充生

賛成者 御国しおん

説明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び刑法の一部改正に伴い必要があるからである。

## みよし市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

みよし市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年みよし市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「以下「情報公開条例」を「第46条において「情報公開条例」に改め、同条第8項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第28条」を削り、同項の表第37条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第15条第1項中「帳簿（以下）」を「帳簿（第3項において）」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第17条第1項中「議会の保有する」を削る。

第47条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第4項の改正規定、同条第8項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第28条」を削る部分に限る。）並びに第15条第1項及び第2項第1号ア、第17条第1項並びに第47条の改正規定 公布の日

(2) 第52条、第53条及び第54条の改正規定 令和7年6月1日

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

みよし市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行																		
<p>(定義)</p> <p>第2条 1～3 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書（みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。<u>第46条</u>において「<u>情報公開条例</u>」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～7 略</p> <p>8 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>9以下 略</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 1～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 1～3 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書（みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。<u>以下「情報公開条例</u>」という。）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～7 略</p> <p>8 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法</u>」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>9以下 略</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 1～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第28条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="192 1050 1457 1092">第12条第1項の項から第12条第2項第1号の項まで 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1092 409 1491">第37条第1項第1号</td> <td data-bbox="409 1092 923 1491">又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td data-bbox="923 1092 1457 1491">第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="192 1491 1457 1533">第37条第1項第2号の項 略</td> </tr> </table>	第12条第1項の項から第12条第2項第1号の項まで 略			第37条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第37条第1項第2号の項 略			<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1498 1050 2783 1092">同左</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 1092 1715 1491">第37条第1項第1号</td> <td data-bbox="1715 1092 2228 1491">又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき</td> <td data-bbox="2228 1092 2783 1491">第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1498 1491 2783 1533">同左</td> </tr> </table>	同左			第37条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	同左		
第12条第1項の項から第12条第2項第1号の項まで 略																			
第37条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき																	
第37条第1項第2号の項 略																			
同左																			
第37条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法 <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき																	
同左																			
<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第15条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した<u>帳簿</u>（<u>第3項</u>において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p>	<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p>第15条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した<u>帳簿</u>（<u>以下「個人情報ファイル簿</u>」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)以下 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 同左</p>																		

みよし市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ以下 略</p> <p>(2)以下 略</p> <p>3 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第17条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ以下 略</p> <p>(2)以下 略</p> <p>3 略</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第17条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第47条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>